審　査　基　準

Ⅰ　審査方法

　審査は、本委託事業を選定するための審査委員会を設置し、書類選考により審査を行う。なお、審査期間中に企画提案の内容について追加資料を求める場合がある。

Ⅱ　評価方法

　評価は、企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。各選定委員は、Ⅳに示す評価項目ごとに、Ⅴに示す採点基準に基づき点数化する。そして、各委員の合計点のうち最高点と最低点を付けた選定委員の点数を除いた残りの合計点を平均した点数がその企画提案の評価点となる。

Ⅲ　採択案件の決定方法

　評価点が最低評価点を超える者の中から、原則として最も得点の高い者から順番に採択するものとする。採択件数は公募時点の予定件数であり、選定委員会の決定により増減する場合がある。

Ⅳ　評価項目

１．事業内容に関する評価

1. 「博物館法制度の今後の在り方について（答申）令和3年12月20日文化審議会」における「Ⅲ-２．新しい博物館登録制度の方向性」等を踏まえ、本事業の趣旨・目的についてよく理解し具体的な提案があること。
2. 上記答申等の実現に向けた課題の抽出、対応策の検討において、必要な体制を敷くとともに、実現可能なスケジュールが提示されていること。
3. 各研修の実施、助言にあたって有意義になる専門的知見や博物館業界の人的ネットワーク、情報収集能力について具体的に提示されていること。
4. 登録制度に係る普及及びプロモーション事業について、関係者及び一般国民の理解促進や親しみの醸成に向けた具体的かつ効果的な提案があること。

　２．事業の実施体制に関する評価

1. 本事業を担当する組織・チーム、メンバー及び本事業の遂行に必要な技術・ノウハウ・実績が具体的に示されていて、かつそれが本事業を遂行するうえで妥当な体制となっていること。
2. 本事業を担当する組織・チームの代表者は、本事業の主要メンバーとして事業に参画するとともにマネジメント力を有していること。

　３．ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

　　ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

　４．その他

　　　①　事業の主要な業務を競争参加者が実施する計画となっていて、再委託先等に任せ過ぎていないこと。全体経費のうち再委託費が大部分を占めていないこと。

　　　②　不要な経費が計画に入っていないこと。事業のスケジュールや経費の設定（特に人件費、謝金、旅費）が妥当であること。提案内容に対して、コスト削減の努力など、経費の妥当性が示されていること。

Ⅴ　評価基準

１．評価項目の「１．事業内容に関する評価」及び「２．事業実施主体に関する評価」、「４．その他」については以下の5段階評価にて採点を行う。

大変優れている＝１０点　　優れている＝８点　　普通＝６点

やや劣っている＝４点　　劣っている＝２点

２．評価項目の「３.ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」については、以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等

・認定段階１（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝２点

・認定段階２（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝３点

・認定段階３ ＝４点

・プラチナえるぼし認定＝６点

・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が１００人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝１点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

・くるみん認定①（平成２９年３月３１日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成２９年厚生労働省令第３１号。以下「平成２９年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第４条又は平成２９年改正省令附則第２条第３項の規定に基づく認定）＝２点

・トライくるみん認定＝３点

・くるみん認定②（平成２９年４月１日～令和４年３月３１日までの基準）

（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第１

８５号。以下「令和３年改正省令」という。）による改正前の次世代法施

行規則第４条又は令和３年改正省令附則第２条第２項の規定に基づく認

定（ただし、①の認定を除く。））＝３点

・くるみん認定③（令和４年４月１日以降の基準）（令和３年改正省令によ

る改正後の次世代法施行規則第４条第１項第１号及び第２号の規定に基

づく認定）＝３点

・プラチナくるみん認定＝６点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

 ・ユースエール認定＝４点

○上記に該当する認定等を有しない＝０点